

# 令和8年度 川崎市立住吉中学校いじめ防止基本方針

## 1. 令和8年度 学校計画

- ・教育関係法令
- ・〇学校学習指導要領・学校評価の方法
- ・かわさき教育プラン ・夢教育 21 推進事業

## 学校教育目標

- 1 豊かな心を持つ人
- 2 深く考える力を持つ人
- 3 健康なからだを持つ人
- 4 進んで実行する力を持つ人
- 5 勤労を好む人

### めざす子ども像

豊かな心を持ち、自ら意欲的に学び、適切な判断力・行動力を身につけた生徒

- ・自らの意志と責任で課題に取り組み、克服できる生徒(意思決定能力)
- ・夢や希望を持ち、前向きに自分の将来を設計することができる生徒(将来設計能力)

### 住吉中学校の二本柱

学力向上の推進

総合的な学習の時間(キャリア在り方生き方教育の推進)のカリキュラム再編成

#### 年間目標

教師の指導力を向上させ、教科指導を通じた学力向上の推進

礼儀正しい生活習慣の徹底  
心豊かな道徳教育の推進  
特別活動・総合的な学習の推進

#### 短期目標

- ・教師の指導力を一層向上させ恵、授業評価を生かした授業改善
- ・わかる授業実践
- ・学習体制の確立
- ・特別ではない支援教育の充実

- ・礼儀正しい挨拶や言葉づかいと身だしなみ等の規範意識の徹底と支援体制の推進
- ・道徳、特活指導計画の立案と実践
- ・キャリアパスポートの作成

#### 具体策

- ・学習指導要領に基づく各教科の指導計画の立案、実践
- ・各教科とも学力向上を図る
- ・TTを生かした効果的な指導(社会・保体・他)
- ・子に応じた学習方法の工夫改善に努める
- ・「主体的・対話的で深い学び」の意図的・積極的な実践
- ・支援教育を通じて一層の生徒理解に努める

- ・学校生活の決まりや約束事の励行
- ・学級経営充実の徹底  
(生徒との信頼関係の確立に向け、コミュニケーションを深め、人間関係作りに努める)
- ・道徳教育の充実
- ・総合的な学習における進路学習の充実
- ・総合的な学習(キャリア在り方生き方教育)を通して体験活動の推進に努める(将来設計能力の育成)

#### 国語

- ・思考判断に基づく表現能力の育成
- ・基礎学力

#### 数学

- ・わかる授業の充実
- ・基礎学力の育成

#### 社会・理科

- ・思考判断に基づく表現能力の育成

#### 英語

- ・思考判断に基づく表現能力の育成
- ・コミュニケーション能力の育成

#### 音楽・美術・保体・技家

- ・技能に基づく表現能力の育成

### 各教科案

学習指導要領に基づき、各教科における道徳的指導の充実を言語活動・体験活動を通して実践する

#### 道徳

生命尊重・思いやり・自主自律・家族愛・公共の精神・勤労・向上心

#### 特活

進路指導・学校行事・儀式的行事・地域砂防災害の充実

#### 総合的な学習の時間

キャリア在り方生き方教育による将来設計能力の育成を図る

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

- ・いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ・いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

- ・いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員として人間性を高めます

- ・教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

- ・学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

- ・児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

- ・いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

- ・普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

- ・学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

- ・定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

- ・校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

- ・いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

- ・いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長 教頭 総括教諭 教務主任 学年主任 支援級主任 人権尊重教育推進担当 生徒指導担当  
支援教育コーディネーター（CO） 教育相談担当 道徳教育推進担当 養護教諭  
部活動顧問会顧問長 スクールカウンセラー（SC）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・人権尊重教育推進担当、生徒指導担当、CO、教務主任
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・人権尊重教育推進担当、生徒指導担当、CO、教務主任
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・生徒指導担当、学年主任、支援級主任
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・道徳教育推進担当、教務主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・校長、教頭、全員

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成・・・・・・・・生徒指導担当
  - 1年生・・・・・・・・主任、各担任
  - 2年生・・・・・・・・主任、各担任
  - 3年生・・・・・・・・主任、各担任
  - 支援級・・・・・・・・主任、各担任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・SC
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・養護教諭・CO、生徒指導担当

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部との連携・・・・・・・・生徒会本部担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・校外委員会担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・地域教育会議担当

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・こども相談所との連携・・・・・・・・生徒指導担当

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

| 月  | 活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)   |
|----|--|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> <li>・情報モラル教室の実施</li> <li>・地区別生徒会の組織編制について</li> </ul> |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・第1回アンケート(学校生活)実施に向けた分析・検討・回収</li> <li>・第1回教育相談の実施</li> <li>・いじめ防止標語の募集(生徒会本部・生活委員会)・ポスター制作</li> </ul>                                   |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・【生徒指導点検強化月間】の取り組み(校内支援教育会議の実施、地域活動の計画立案)生徒集会の実施(「より良い学校生活を送るために」)</li> </ul>  |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・第2回アンケート(いじめ)実施に向けた分析・検討・回収</li> <li>・生徒指導研修会(教育相談等)の実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>  |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> <li>・第2回アンケート(いじめ)実施に向けた分析・検討・回収</li> <li>・第2回教育相談の実施</li> </ul>  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・前期活動報告のまとめと学校運営協議会への報告、後期の具体的な取組の確認</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・前期反省とまとめ、後期の具体的な取り組みの確認、今後の方針についての確認</li> </ul>   |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・人権尊重教育(講演会・研修会)の推進、こどもの権利に関する週間の推進</li> </ul>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・第3回アンケート(学校生活)実施に向けた分析・検討・回収</li> </ul>   |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・第3回アンケート(学校生活)結果を受けての対応について</li> <li>・第3回教育相談週間の実施</li> </ul>   |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・【学校体制振り返り月間】の取り組み</li> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・年間反省【学校評価】への反映</li> <li>・学校運営協議会への報告など</li> </ul>            |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>   |

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

- ・「学校生活アンケート」の実施 → 早期発見・早期対応
- ・「教育相談」の充実 → 教職員との関係づくり・早期発見・早期対応

- ・生徒会生活委員と教職員が共に、朝のあいさつ運動を積極的に行う。
- ・毎月1回生徒集会を開き、生徒会本部役員や各種委員会から活動内容等の発信に取り組む。
- ・各学年の学級委員が中心となり、声かけ等を重点的に行う。
- ・部活動や委員会活動等の生徒会活動や体育祭や合唱コンクール等の学校行事で、学年を越えた異年齢交流を行う。
- ・部活動の各部が、地域の方々と連携・協力して学校内外の諸活動（美化活動等）を行う。
- ・生徒会主催の企画により、ボランティア活動や生徒会特別行事を行う。
- ・GIGA 端末での住中 BOX などを活用した「気づき、考え、行動する」ことが具体的に進められるように、自由な発想で発信する場や機会をつくり、皆で相互に相談や検討できる雰囲気や風土が醸成できるような地盤を生み出す。
- ・地域ふれあい活動再の構築に向け、新たな発想で地域やPTAの方々等と協力して活動を立案する。
- ・地域やPTAの方々等と協力して、保護者等が参加するあいさつ運動を行う。
- ・地域やPTAの方々、中原区役所危機管理担当が協力して行う地域防災訓練などに、様々な形で参加・交流する